



沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 都市計画の変更（都市計画・モノレール課）…………… 1
- 公共測量の実施の通知（都市計画・モノレール課）…………… 1

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の決定（情報基盤整備課）…………… 1
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（中小企業支援課）…………… 2

公安委員会事項

- 沖縄県道路交通法施行細則の一部を改正する規則…………… 2

告 示

沖縄県告示第105号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、中部広域都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 7 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 3・2・6号胡屋泡瀬線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 沖縄市高原三丁目、大里一丁目、高原四丁目、高原五丁目及び大里二丁目
 - (2) 削除する部分 沖縄市大里一丁目、大里二丁目、高原五丁目及び大里三丁目
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

沖縄県告示第106号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宮古島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 7 年 3 月 7 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 宮古島市平良字西里及び字東仲宗根地内
- 2 公共測量を実施する期間 令和 6 年12月14日から令和 7 年 3 月19日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 7 年 3 月 7 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 テレワーク用電気通信役務（設置及び設定業務を含む。） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県企画部情報基盤整備課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 令和7年1月28日
- 4 落札者の名称及び所在地 沖縄セルラー電話株式会社 代表取締役 宮倉康彰 那覇市松山1丁目2番1号
- 5 落札金額 43,970,850円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和6年12月17日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和7年3月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンモール沖縄ライカム 北中城村字ライカム1番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオンモール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 代表取締役 大野恵司
- 3 法第8条第1項の規定による北中城村の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和7年3月7日から同年4月7日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第2号

沖縄県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月7日

沖縄県公安委員会

沖縄県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

沖縄県道路交通法施行細則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。
第12条中第14号を削り、第15号を第14号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年3月7日から施行する。

（経過措置）

- 2 道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日（令和6年11月1日）前にした行為に対するこの規則による改正前の沖縄県道路交通法施行細則第12条で規定する遵守事項に関する取扱いについては、この規則の施行後も、なお従前の例による。

発 行 所

沖 縄 県 総 務 部

総務私学課

電話番号 098-866-2074

印 刷 所

沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室）

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階